

## 事務所の写真

1. 内部、外部の写真をわかるようにつけること。(複数枚可)
2. 変質するのでポラロイド写真は不可、デジタルカメラの写真は可。
3. 写真は申請時で6か月以内のもの。撮影年月日を記載しておくこと。

## 外部写真

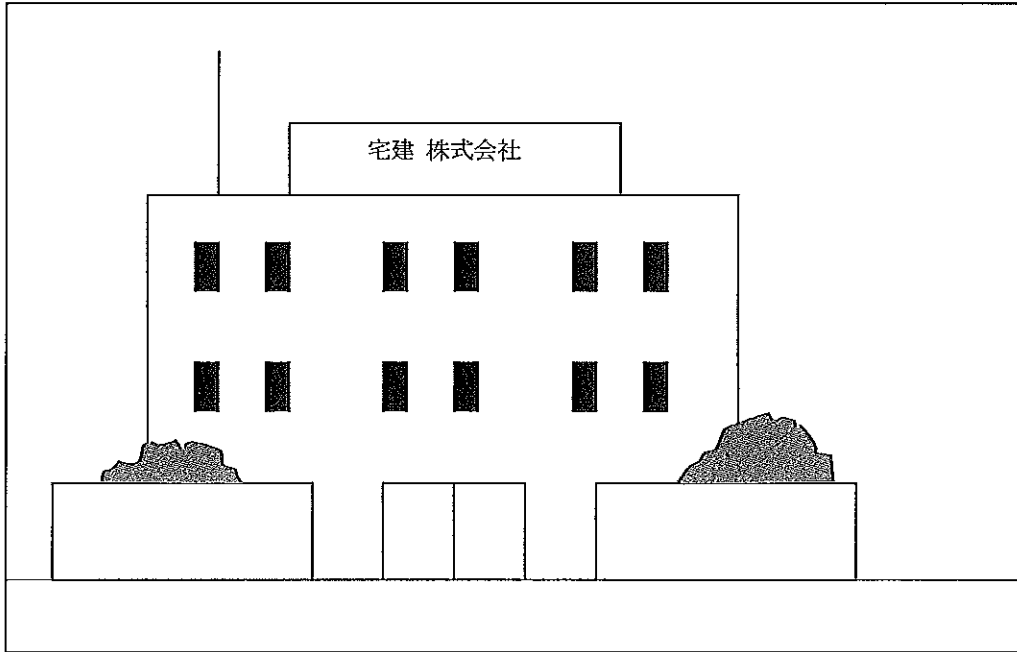
- ①建物のほぼ全景。なるべく離れて、隣接の建物の一部も含まれるように撮影。
- ②事務所の看板(表札、事務所入口の表示物、ビルの各階の案内等)が建物の全景で、読めない場合は、別に撮影(更新の業者のみ)。
- ③新規の場合、看板を掲示する必要はないが、免許後は掲示する。

## 内部写真

- ①事務所の大半がわかるよう撮影。
- ②電話が確認できるもの。
- ③更新の業者は、「業者票」(掲示内容が読めるもの)と「報酬額表」の掲示状況が確認できるもの。(なるべく、事務所内観とは別に撮影。)  
(新規業者は不要)
- ④事務所をパーティション等で間仕切りしている場合は、その設置状況の写真を添付。

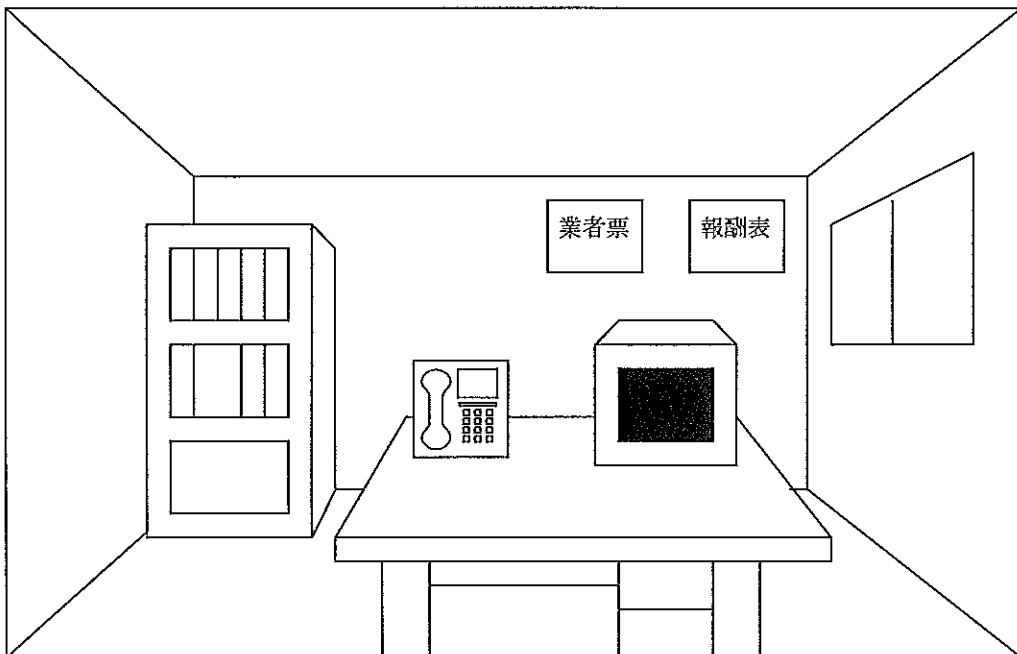
# 事務所の写真

事務所の外部写真



撮影年月日 平成27年 7月 1日

事務所の内部写真



撮影年月日 平成27年 7月 1日